

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成25年(2013年)1月22日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 1月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 1月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】ゴルフ場経営を目的とする地上権設定契約及び土地賃貸借契約につき借地借家法11条(地代等減額請求権)の類推適用をする余地はないとされた事例(平成25年1月22日最高裁)

【2】不動産会社Y1の従業員Y2はAの土地を1500万円で買い上げ,同じ日にAの隣人Bに2100万円で売却,600万円の差益を得た。A相続人からの損害賠償請求について,AB間の売買とした場合の媒介報酬上限額を控除した527万5500円が損害額と認定された事例(平成24年3月13日福岡高裁)

【3】Xが,消費者金融Aの会社更生申立前に行った金銭消費貸借契約に関する和解契約について錯誤無効を主張し過払金の返還を求めた事案。控訴審では紛争の対象は残債務の有無と表裏の関係にある過払金の有無も含まれ,錯誤無効の主張は認められないとした(平成24年6月21日大阪高裁)

【4】放送受信契約に基づく未払受信料のうち平成17年11月以前の分は5年の短期消滅時効が完成したとして請求を棄却し,その余の請求を認容した原審の判断を相当として双方の上告を棄却した事例(平成24年12月21日札幌高裁)

【5】被告から購入し他社に販売していた中国製冷凍餃子に毒物が混入していたため,原告は同食品の廃棄・回収等を余儀なくされ損害を被ったとして損害賠償を請求した事案。本件商品は商品価値を有しておらず瑕疵があったとして金1億5066万0142円の損害額を認容(平成22年12月22日東京地裁)

【6】10年間途中解約できない旨定められた証券会社Yの投資信託にXが途中解約を請求,Y社の勧誘に適合性原則違反等があったと主張したが,Xにハイリスク・ハイリターン商品購入の意向がある場合適合性原則違反は認められないとし,その他の主張も却下された事例(平成23年11月9日東京地裁)

【7】Xが,自己破産の申立(同時廃止・免責決定を受けた)以前の金銭消費貸借契約にかかる過払金の返還及び法定利息の支払を求めたところ,Xの本来得ることの出来ない利益であり信義誠実原則に反して権利の濫用となるとして請求が棄却された事例(平成23年11月17日東京地裁)

【8】特別地方公共団体である被告が都市計画の提供情報に「第三種高度地区」と表記すべきところ「22m高度地区」と誤って表記。原告はそれを前提にマンション建築を計画したが,その後誤りが発覚し計画が挫折したため損害賠償を請求,原告支出の費用を損害と認めた(平成24年2月8日東京地裁)

【9】スポーツセンターの隣接地に居住するXらは受忍限度を超える騒音で精神的苦痛を受けたとして騒音の差止め等及び慰謝料の支払を求めた事案。被告の騒音軽減の努力,施設の一定程度の社会的価値を認め,本件騒音は受忍限度内のものにとどまるとした(平成24年2月20日さいたま地裁熊谷支部)

【10】原告は収集しているワインをワインセラーを所有する被告に保管料を支払い寄託した。被告にはワインセラーの定温・定湿義務違反があったがワインが棄損したとまでは認めず,原告の支払った保管料相当額の範囲で原告の請求を認容した(平成24年6月7日札幌地裁)

【11】原告が,本件特約において停止条件が不成就で契約が全て消滅しても一切の経済的利益を請求しない旨の確約に拘わらず,被告に対して損害賠償の本訴を提起したことは不当訴訟の不法行為と実質を同じくするとして,代理人の報酬の一部を被告の損害と認めた(平成24年7月19日東京地裁)

(商事法)

【12】A社からB社への委託事業の解除に際し,A社取締役YらがB社に支払った補償金2千万円について,株主がYらに対して損害賠償を請求。B社の損害は契約継続を前提とした逸失利益は含まれないとして,YらはA社に対して約1300万円の賠償義務を負うとされた(平成24年4月10日福岡高裁)

【13】フランチャイズ契約で,コンビニエンス・ストアの経営者に深夜営業を求めることは,優越的地位の濫用に

は当たらないとされた事例(平成24年6月20日東京高裁)

(知的財産)

【14】Yは「ABBEY ROAD」の欧文文字を横書きした商標をキャリーケースに使用しているが、英国のレコード会社が当該商標登録の取消を請求し、その請求不成立の審決取消訴訟において、Yの商品がXの商品との誤認混同を生ずるおそれはないとして請求は棄却された(平成24年2月28日知財高裁)

【15】日本がPCT締約国と認めていない北朝鮮の国籍及び住所を有する者の国際出願であることを理由に手続却下処分を受けた原告が同処分の取消を求めた事案。北朝鮮との間で多数国間条約に基づく権利義務は発生しないとの我が国政府の見解をもとに控訴を棄却(平成24年12月25日知財高裁)

【16】原告が著作権を、原告会社が独占的利用許諾権を有する本件写真につき、被告はその運営するブログに無許諾で本件写真を掲載し、原告が著作権の侵害を理由に被告に対し損害賠償の支払を求めた事案。被告の過失を認め約15万円の損害賠償が認定された事例(平成24年12月21日東京地裁)

(民事手続)

【17】分割会社であるAの破産管財人に選任されたXが、新設会社Y1にその承継した資産相当額等の支払を、Y1に承継された仮払金の中から報酬の支払を受けたY2に損害賠償等を請求した事案。一部損害賠償と遅延損害金の支払を認容。控訴審でもその判断を是認(平成24年6月20日東京高裁)

【18】債務者が本店所在地米国での倒産手続開始決定を受け東京地裁に外国倒産処理手続の承認及び援助処分を申立て、認められたが、イタリアの破産手続管財人がイタリアの外国主手続を主張し東京地裁に外国倒産処理手続の承認・援助処分を申立てたが却下された事例(平成24年7月31日東京地裁)

【19】裁判所は免責不許可事由が存する破産者であっても裁量により免責を許可することができるが、本件のように資産を隠ぺいするなど行為自体に悪質性が見られる場合は裁量により免責を許可するのが相当とは認められないとした(平成24年8月8日東京地裁)

(刑事法)

【20】被告人が共犯者とともに被害者に暴行を加えて死亡させた事案。控訴審において1審判決は傷害致死罪に該当する事実の認定に明確性を欠いているとしてこれを破棄したが、原審に差し戻さず事実の取調べを行った上で原判決と同様被告人を懲役10年に処した(平成23年4月27日福岡高裁)

【21】銃刀法違反事件の被疑者の控訴人が、別件逮捕の違法性、令状に基づかず違法に領置されたDVDがある、控訴人が過去に所属した暴力団の元組長を取調室に入れ恫喝させたなどと主張し慰謝料を請求したが、いずれも違法とまではいえないとして控訴が棄却された事例(平成24年12月21日名古屋高裁)

【22】被告人は、被告人宅前でサバイバルゲームをしていたと述べる男子中学生Aの胸ぐらを掴んだとして暴行罪に問われた。Aは被告人宅にBB弾を撃ち込みその場を立ち去ろうとしていたのだから被告人の行為はAの身柄を確保する現行犯逮捕に当たるとして無罪とした(平成24年2月2日岡山地裁津山支部)

(公法)

【23】第一類医薬品及び第二類医薬品についてインターネット等での郵便販売等を禁じた薬事法施行規則の法適合性に関し、薬事法が郵便販売の規制を省令に委任していたとは認められないとして、最高裁判所が違法と判断した事例(平成25年1月11日最高裁)

【24】複合構造建築物の固定資産評価について生じていた不均衡是正のための行為の職務専念義務違反については、地方自治法242条の2第1項4号に基づく住民訴訟をなし得ると判断した事例(平成24年6月21日東京高裁)

【25】A市(控訴人)に家族4人で居住して井戸水を使用し、下水道を利用していた被控訴人に対してなされた下水料金の徴収処分のうち、汚水の従量料金部分について実際の井戸水使用量との比較において15%を超過している場合の従量料金は違法として取り消された事例(平成25年1月16日名古屋高裁)

【26】奈良県の住民Xらは奈良県議会議員及び同会派の政務調査費の支出のうち海外調査費用は単なる観光旅行であるとして返還を求めた事案。政務調査費を用いて具体的にどのような調査を行うかは実際に支出する議員又は会派に広範な裁量が認められるとして請求を棄却(平成23年6月30日奈良地裁)

【27】中国籍の原告が日本人男性Aと婚姻し「日本人の配偶者等」として大阪入管に在留資格認定証明書の交付申請をしたが不交付とされ、その取消を求めて提訴。婚姻に不自然な経過はなく、虚偽の在留資格取得による利益は原告にもAにもないとして処分を取り消した(平成23年10月1日京都地裁)

【28】場外車券発売施設の設置許可処分に対し本件周辺に医療施設を開設している原告による同処分の取消訴訟であり、原告適格の有無につき審理をつくさせるための差戻審において、原告適格を認めた上で医療業務上著しい支障を生じさせる恐れはないとして請求を棄却(平成24年2月29日大阪地裁)

(その他)

【29】原告は、税務顧問契約を締結している税理士法人である被告が消費税の課税事業者選択届出書の提出を指導、助言等する義務を怠ったとして損害賠償を求めた事案。被告が同届出書の提出が原告に課税上有利になると認識又は認識し得たとはいえないとして請求を棄却(平成24年3月30日東京地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最三判平成25年1月22日 最高裁HP

平成23年(受)第2229号 賃料減額請求本訴,地代等支払請求反訴事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130122142924.pdf>

(要旨)

ゴルフ場経営を目的とする地上権設定契約及び土地賃貸借契約につき借地借家法11条(地代等減額請求権)の類推適用をする余地はないとされた事例

(理由)

借地借家法は,建物の所有を目的とする地上権及び土地の賃借権に関し特別の定めをするものであり(同法1条),借地権を「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」と定義しており(同法2条1号),同法の借地に関する規定は,建物の保護に配慮して,建物の所有を目的とする土地の利用関係を長期にわたって安定的に維持するために設けられたものと解される。同法11条の規定も,単に長期にわたる土地の利用関係における事情の変更に対応することを可能にするというのではなく,上記の趣旨により土地の利用に制約を受ける借地権設定者に地代等を変更する権利を与え,また,これに対応した権利を借地権者に与えるとともに,裁判確定までの当事者間の権利関係の安定を図ろうとするもので,これを建物の所有を目的としない地上権設定契約又は賃貸借契約について安易に類推適用すべきものではない。本件契約においては,ゴルフ場経営を目的とすることが定められているにすぎないし,また,本件土地が建物の所有と関連するような態様で使用されていることもうかがわれない。

(2) 福岡高判平成24年3月13日 判例タイムズ1383号234頁

平成23年(ネ)第1063号 損害賠償本訴,同反訴請求控訴事件(変更・上告,上告受理申立)

Aは所有する不動産の売却を希望していたところ,不動産会社Y1の従業員Y2がAを訪ね,Y1に1500万円で売却することになったが,Y2は並行して転売先を探しており,Aの隣人であるBが2100万円で購入を希望したため,Y2は,同日付でAY1間とY1B間の売買契約を締結し,これによりY1は600万円の差益を得た。A死亡後,相続人Xは,Y1Y2に対し,上記各契約においてY1Y2に善管注意義務違反ないしは誠実義務違反があるとして,主位的に不法行為に基づき連帯して600万円の損害賠償等を求め,予備的に,Y1に対し,債務不履行ないし不当利得に基づき600万円の損害賠償等を求めた。本判決は,Y1Y2がAB間の売買契約とせずAY1間の売買契約としたことの利点として(a)契約成立,決済までの期間が短縮できるとの主張については,Aが売却の意向を示してから売買契約締結まで半年以上が経過しているとし,(b)即金一括払いで解約等のリスクが少ないとの主張については,売買契約は転売契約と同日付で行われており,これらの契約締結がなされるまではY1は契約を締結しない余地が残されていたとし,(c)瑕疵担保責任等の売却後の紛争発生リスクが低いとの主張については,本件売買契約の内容はAB間の売買契約とした場合と比較してAにとって有利といえる事情はないとし,いずれも本件売買契約の合理性を説明できず,にもかかわらず上記のような取引を行った過失が認められるとし,共同不法行為として連帯して損害賠償義務を認めただが,損害額については,AB間の売買契約とした場合の媒介報酬の上限額を控除した527万5500円とした。

(3) 大阪高判平成24年6月21日 金法1960号133頁

平成24年(ネ)第902号 不当利得返還請求控訴事件(原判決取消・請求棄却)

本件は,Xが,消費者金融である更生会社Aとの間で,Aの会社更生申立前に行った金銭消費貸借契約に関して,「Aに対し,Aとの取引につき,一切の支払義務を負担していないこと,XとAの間には,何らの債権債務がないことを相互に確認する」旨の和解契約を締結したことについて,錯誤無効を主張し,過払金の返還を求めた事案である。第一審判決は,本件和解契約は無効であるとして,Xの請求を全部認容したため,更生会社Aの管財人であるYが控訴した。

本判決は,当事者が争いの対象とし互譲によって決定した事項自体に錯誤があるときには和解契約の効力として錯誤の規定は適用されないところ,本件で,当事者間で紛争の対象となり互譲により決定された事項には,残債務の有無と表裏の関係にある過払金の有無も含まれており,本件和解契約に関する錯誤無効の主張は認められないとした。

(4) 札幌高判平成24年12月21日 裁判所HP

平成24年(ツ)第4号 放送受信料請求上告事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121227140643.pdf>

放送受信契約に基づく未払受信料のうち平成17年11月以前の分は5年の短期消滅時効が完成したとして請求を棄却し,その余の請求を認容した原審の判断を相当として,双方の上告を棄却した。

放送業者側は定期給付債権該当性を争い民法169条の短期消滅時効に服しないとし,受信者側は民法173条1号や174

条2号の短期消滅時効を主張したが、裁判所は何れも退けた。

(5)東京地判平成22年12月22日 判例タイムズ1382号173頁

平成21年(ワ)第2330号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴(後和解))

中華人民共和国所在の食品工場が製造した冷凍焼豚等の冷凍食品を被告から購入し、他社へ販売していた原告が、当該工場が当該冷凍食品と同じ工場で作った冷凍餃子に毒物が混入していたことが発覚したことにより、販売した冷凍食品の廃棄、回収等を余儀なくされ、損害を被ったとして、被告に対し、瑕疵担保責任等に基づき、廃棄、回収等に要した費用相当額の損害賠償等の支払を求めた事案において、本判決は、本件商品は、取引観念上、最終的に消費者の消費に供し得る品質を有し、それに基づいて、他社への販売が可能である商品価値を有することが予定されていたものと解されるため、本件商品については、そのような品質を有さず、他社への販売が可能である商品価値を有しないことが瑕疵であるというべきであるところ、冷凍餃子による中毒事件の発生後、社会全体において当該工場で作られた製品全般に対し、有害物質が混入している疑いがあるとの目が向けられており、商品としての食品は、有害物質が混入している疑いがあることのみによって、その商品としての品質を備えているとはいえなくなり、商品価値を喪失する性質を持つということができ、当該中毒事件の公表後においては、これを購入する消費者は皆無であったとみられるから、本件商品は、取引観念上、最終的に消費者の消費に供し得る品質を有しておらず、他社への販売が可能な商品価値を有しておらず、瑕疵があったと認められるとし、原告の請求(金1億5673万6266円)のうち廃棄処分をした商品の代金額の一部について商法526条2項により損害額に含まれないと判断されたもの等を除く金1億5066万0142円を認容した。

(6)東京地判平成23年11月9日 金法1961号117頁

平成22年(ワ)第17681号 売買代金返還等請求事件(請求棄却)

Xは、証券会社Yの従業員らから勧誘を受けて、平成19年3月27日、Yとの間で投資信託受益権を購入する旨の契約を締結し、Yに代金等として5億1575万円を支払ったが、平成19年5月29日、Yの従業員に対し本件投資信託の解約を打診した。本件投資信託の約款には、受益者は10年間途中解約をすることができない旨定められていたところ、Xは、Yに対し、本件投資信託契約締結におけるYの従業員の勧誘について、適合性原則違反、説明義務違反等を主張して、不法行為等に基づく代金相当額の損害の賠償及び遅延損害金の支払等を求め、また、中途解約及び換金ができない旨の説明を受けておらず、中途解約及び換金ができるものと誤信して契約を締結したものであるから、消費者契約法4条2項の不利益事実の不告知に当たり、同項に基づき本件投資信託契約を取り消すとして、不当利得返還請求権に基づき、代金等の返還を求めた事案である。

本判決は、各争点について、以下のように判示して、Xの請求を棄却した。(a)適合性原則違反の点については、証券会社の従業員が、10年間にわたって途中解約ができず、投資先企業数が限定されており、ベンチャー企業や財務上の問題を抱えた企業を対象とするなど、高いリスクを抱え、一般投資家にわかりにくい投資事業有限責任組合を活用したスキームを用いる投資信託の購入を勧誘した場合であっても、当該勧誘を受けた者が、会社を創業して上場企業に育て、100億円のファンドを組成した案件を自ら代表者として公表するなどの知識経験を有し、投資信託の購入代金5億円強に対し年収12億円・金融資産800億円があった上、ハイリスク・ハイリターンの商品を購入する意向を持っていた等の場合には、適合性原則違反は認められないとした。(b)不利益事実の不告知の点については、証券会社の従業員らは、Xに対し、本件投資信託に10年間途中解約できない解約制限が存することを説明したものと認められるから(また、やむを得ず途中売却を希望する場合でも、売却が困難であり、純資産価額を相当程度下回る価額での取引となる可能性もあることを説明したことが認められる。)、Yの従業員らが消費者の不利益となる事実を故意に告げなかったものとは認められないとした。(c)説明義務違反の点については、Yの従業員らは、Xに対し、上記解約制限がある旨の説明をしたものと認められるから、重要事項について説明しなかったものとは認められず、また、本件投資信託の構造やリスク等について説明したものと認められる上、Xの知識経験等に照らし、本件投資信託の仕組みを投資判断に必要な範囲で理解するのであればそれが高度に複雑なものまでということとはできず、そのリスクも十分に理解可能なものであるから、本件投資信託の仕組みやリスクを具体的に理解することができる程度の説明がなされたことが認められるとした。

(7)東京地判平成23年11月17日 金法1960号148頁

平成23年(ワ)第20276号 不当利得返還請求事件(請求棄却)

本件は、Xが、自己破産の申立てをする以前に貸金業者であるYとの間で行った金銭消費貸借契約において、利息制限法所定の制限利息超過部分の弁済を元本に充当することによって過払いが生じていたとして、当該自己破産宣告の申立てに伴う同時廃止決定及びこれに引き続く免責決定を受けた後に、Yに対し、過払金の返還及び民法704条所定の法定利息の支払を求めた事案である。

本判決は、仮に本件請求を認容すれば、本来であれば自己が得られるはずのなかった本件過払金及びその半分に

も上る法定利息をXが取得することになり、しかも、それが破産債権者に公平に弁済される見通しはないのに対し、本件請求を棄却しても、Xは、本来であれば得られないものが得られないというだけであって、このことによる不利益はないのに対し、これをYの側からみると、本来支払わなければならないものを支払うだけであって、そのこと自体に不利益はないようにも思えるが、本来であれば支払わなくてもよいはずの、本件過払金の約半分にも上る法定利息を支払わなければならないという不利益を被ることになるとの利益衡量の下、Xによる本件過払金返還請求権の行使は、本件過払金返還請求権を財産として申告しないという自己の行為によって惹起されたYの信頼を害するとともに、Yに経済的不利益を与え、かつ、本来であれば得ることのできない利益(本件では240万円以上)をXに得させるものであること、Xは、上記行為に伴い迅速に破産手続開始決定・同時廃止決定及び免責決定を受けることにより、有形無形の利益を受けていることからすると、信義誠実の原則に反するものであり、また、客観的にみて、権利の濫用に該当すると判示した。

(8)東京地判平成24年2月8日 判例時報2165号87頁

平成21年(ワ)第7615号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

特別地方公共団体である被告が都市計画の情報提供のために「墨田区都市計画図(S1/8000)」を作成して有償販売していたところ、特定の地域の高度制限について、「第三種高度地区」と表記すべきところを「22m高度地区」と誤った表記がされていた。原告は、同計画図によって「22m高度地区」であるとされていることを前提に同地域内の土地を購入してマンション建築を計画し、費用を支出したところ、その後上記表記の誤りが発覚し、同建築計画を断念することとなったことから、計画図を作成した被告に対し、計画図を正確に作成し、齟齬を念入りに点検すべき注意義務を怠ったとして損害賠償を請求した。この事案において、被告の担当職員らは高度地区の情報が正確に提供されるよう注意すべき義務を負っており、その違反が認められ、被告は国家賠償法1条1項に基づく賠償責任を負うとされ、土地の購入自体を損害とは認めなかったが、誤表記が発覚する前に計画していたマンションを建築するために原告が支出した費用が無駄になったことから、その費用の一部(設計費用604万0420円及び近隣対策業務手数料262万5000円、弁護士費用87万円、合計953万5420円)を因果関係のある損害と認めた。

(9)さいたま地判熊谷支部平成24年2月20日 判例タイムズ1383号301頁

平成19年(ワ)第298号 騒音差止等請求事件(請求棄却・確定)

Yは、所有する土地上に練習場を設け、その後隣接地を購入し施設(スポーツセンター)を建てたところ、同施設の隣接地に居住しているXらは、受忍限度を超える騒音により精神的苦痛を受けたとして、騒音の差止め等及び慰謝料の支払を求めた。本判決は、本件騒音レベルは環境基準をわずかに上回っているものの、自宅外においても日常会話が困難なほどのものではなく、Xらの主張する症状も本件騒音によって生じたとは必ずしも認められないこと、本件施設の使用頻度の減少に伴い本件騒音は低減していること、Yは本件訴訟の提起前後を通じて相応の費用を支出して防音工事を行い、Xらが問題視していた大会の開催を取り止める等して本件騒音の低減のために努力してきたこと、本件施設は単なる営利目的の施設ではなく、一定程度の社会的価値が認められることなどを総合的に考慮すると、本件騒音は受忍限度内のものにとどまるとし、請求を棄却した。

(10)札幌地判平成24年6月7日 判例タイムズ1382号200頁

平成21年(ワ)第4277号 損害賠償請求事件(一部認容・確定)

原告は、ワインセラーを所有する被告との間で、収集しているワインを、寄託料月額2,000円、ワインセラー内を温度14度前後、湿度を75%前後に保つ等の保管方法で被告に寄託したが、被告が保管方法についての義務を怠りワインが毀損したとして債務不履行等に基づく損害賠償を請求した。

本判決は、保管している段ボールが水気を含んで変形しているし、温度も10度位まで下がっていたことからすると、被告には、定温・定湿義務違反があったというべきであり、その義務違反によってワインが毀損したとは認められないが、その義務違反を知っていれば、契約を解約する等して、原告は保管料を支払う必要がなかったと認められるとして、原告の支払った保管料相当額の範囲で原告の請求を認めた

(11)東京地判平成24年7月19日 判例時報2166号69頁

平成23年(ワ)第27095号 損害賠償請求、同反訴請求事件(本訴棄却、反訴一部認容・一部棄却(控訴))

原告は、本件特約(原告が本件不動産について所有者との間で仮売買契約を締結し、その後本件土地の地上及び地下の建物、構造物等が存在しない状態となったことを原告が被告に通知することを停止条件として契約が発効するが、期日までに停止条件が成就しないときは契約が消滅する旨の内容)において、被告に対し、停止条件が不成就で本件変更契約(停止条件の内容、期限、売買代金を変更すること、及び停止条件が不成就で契約が消滅した場合でも原告は被告に対して一切の金員の請求ができないと確約し、契約が消滅しても確約の効力を維持する旨の内容)が全て消滅した場合でも、仲介料、企画料その他一切の金員(経済的利益)を請求することができないことを確約してお

り、原告が本件合意の債務不履行に基づく損害賠償を請求する本訴を提起したことは、本件特約に違反するものとして債務不履行を構成するものと認められる(この債務不履行は不当訴訟の不法行為と実質を同じくするものと考えられる)。

そのため、原告は、被告に対し、上記債務不履行と相当因果関係のある損害を負うところ、原告による本訴提起を受け被告が訴訟代理人を選任したことによって負担する弁護士費用のうち相当と認められる範囲内のものは、上記債務不履行によって通常生ずべき損害として相当因果関係があるというべきである。そして、被告が被告代理人に対して計1260万円(着手金420万円及び成功報酬840万円)の報酬支払を約したことは認められるが、本件に係る一切の事情を考慮すると、相当因果関係が認められる弁護士費用として600万円をもって相当と認める。

【商事法】

(12)福岡高判平成24年4月10日 判例タイムズ1383号335頁

平成23年(ネ)第611号 株主代表訴訟控訴事件(変更・上告(後取下),上告受理申立)

ゴルフ場を経営するA社は、昭和45年頃からレストラン等の営業をB社に委託し、毎月の売上額の数%を受領していたが、同割合を10%に上げるよう要求したところ、B社が拒絶したため解除の通知をした。B社はA社に対し解除に伴う補償金として4000万円を請求したが、A社取締役Yらは、協議した結果、取締役会決議に基づき補償金2000万円を支払った。A社の株主Xらは、上記補償金は支払う必要がなく、Yらの任務懈怠のため支払ったことにより、A社に同額の損害が生じたとして会社法847条に基づき訴えた。本判決は、本件契約は準委任契約であり、民法656条、651条2項は「当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたとき」に損害賠償しなければならないとしていることからすれば、同損害賠償の範囲は、突然の解除により相手方において負担せざるを得なくなった出費等に限られ、逸失利益等の契約の継続を前提とする事項については含まれないとし、本件では、損害として認められるのは、正社員4名に対し支払われた退職金合計689万0110円、B社がC社に対し支払った解約金9万3139円の合計698万3249円のみであり、これと補償金との差額1301万6751円及び遅延損害金の範囲で、YらはA社に対し損害賠償義務を負うとした。りと評価することはできない。

(13)東京高判平成24年6月20日 裁判所(総合)HP

平成24年(ネ)第722号 手数料收受行為強要差止等請求控訴事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130107110014.pdf>

(要旨)

フランチャイズ契約で、コンビニエンス・ストアの経営者に深夜営業を求めることは、優越的地位の濫用には当たらないとした事例。

(事案)

フランチャイズ契約でコンビニエンス・ストアを経営する控訴人らが、被控訴人らによる優越的地位の濫用であるとして、午後11時から翌日午前7時までの間における店舗の開店及び営業(本件深夜営業)等を強要してはならないと求め、「加盟店付属契約書」から、「今日の実情に合わせ、加盟店契約の全期間を通じ、年中無休で、連日24時間開店し、営業を実施するものとし、被控訴人の許諾を受けて文書による特別の合意をしない限り、24時間未満の開店営業は、認めないものとする」旨の条項等の削除を求めた事案。

原審は、被控訴人が控訴人らに対し本件深夜営業等を行わせることが、いずれも優越的地位の濫用には当たらない旨判断し、控訴人らの請求を全て棄却した。

(理由)

本件深夜営業は、基本契約の条項に基づく控訴人らの法的義務であるから、控訴人らが、本件深夜営業が経済的に不利益であると感じた後に、被控訴人が控訴人らに対し本件深夜営業を続けるように求めることが、直ちに優越的地位の濫用に当たるとはいえないとして、控訴人らの請求はいずれも理由がないと判断した。

【知的財産】

(14)知財高判平成24年2月28日 判例タイムズ1382号298頁

平成23年(行ケ)第10342号 審決取消請求事件(請求棄却・確定)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120301104135.pdf>

Yは、上段に「ABBEY ROAD」の欧文文字を、下段に「アビーロード」の片仮名文字を、白抜きの変形文字で横書きした商標(本件登録商標)について、指定商品を第18類「かばん類、袋物」として設定登録を受けている商標権者であり、「ABBEY ROAD」の欧文文字を横書きした商標(本件使用商標)をキャリーケースに使用しているが、英国のレコード会社で、世界的なロックバンドのレコードを製作販売していたXが、Yに対し、商標法51条1項に基づいて、本件商標登録

の取消を請求し、請求不成立の審決がなされたため、審決取消訴訟を提起した。

本判決は、本件使用商標のキャリアケースへの使用は、指定商品についての登録商標に類似する商標の使用に当たるとしたが、Xが日本国内において「Abbey Road(ABBEY ROAD, アビイ・ロード)」の表示を使用しているのは本件アルバムの販売のほかは、X運営のウェブサイト「Abbey Road Studios」内の「Abbey Road Studios」の名称を使った商品の販売のみであることなど、Xや当該ロックバンドの日本国内における「Abbey Road(ABBEY ROAD, アビイ・ロード)」の標章等を使用した商品の販売実績は確認できないこと、「Abbey Road(ABBEY ROAD)」は、現実に存在する通りの名称としても広く知られ、本件アルバムのタイトルだけを観念させるものではないことを理由として、Yが、音楽とは関係ないキャリアケースへの本件使用商標の使用により、当該商品がこのロックバンドもしくはX、又はこれらと経済的、組織的に関係がある者の業務に係る商品であるとの誤認混同を生ずるおそれがあると認めることはできないと判断し、原告の請求を棄却した。

(15)知財高判平成24年12月25日 裁判所HP

平成23年(行コ)第10004号 特許権 手続却下処分取消請求控訴事件(原審:東京地方裁判所平成21年(行ウ)第417号)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121226095213.pdf>

北朝鮮に居住する北朝鮮国籍を有するAらがPCTに基づいて行った本件国際出願について、Aらから本件発明に係る日本における一切の権利を譲り受けた原告が、日本の特許庁長官に対して国内書面等を提出したところ、特許庁長官から、本件国際出願は日本がPCTの締約国と認めていない北朝鮮の国籍及び住所を有する者によりされたものであることを理由に、本件手続却下処分を受けたため、原告は、原審において、被告に対し、同処分の取消を求めて訴えを提起し、原審は、本件手続却下処分に取消事由はないと判断し、原告の請求をいずれも棄却したことを不服とした控訴審。

我が国について既に効力が生じている多数国間条約に未承認国が事後に加入した場合に、未承認国の加入により未承認国との間に当該条約上の権利義務関係が直ちに生ずると解することはできず、我が国は、当該未承認国との間における当該条約に基づく権利義務関係を発生させるか否かを選択することができるものと解されること、我が国の政府は北朝鮮との間で多数国間条約に基づく権利義務は発生しないとの見解をとっていることを理由に、本件控訴は棄却された。

(16)東京地判平成24年12月21日 裁判所HP

平成23年(ワ)第32584号 著作権 損害賠償等請求事件

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130110151100.pdf>

原告らが、本件写真について、原告Aが著作権を、原告会社が独占的利用許諾権をそれぞれ有していることを前提として、被告は、その運営するブログに無許諾で本件写真を掲載し、著作権(複製権、公衆送信権)を侵害したなどと主張し、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求の支払を求めた事案。

被告は、Yahoo!の検索結果から表示された壁紙LinkのURLを数回クリックして本件写真を表示させた。更に本件写真をクリックすると、別の画面が表示され、そこには「デザイナーズ壁紙は海外のショップでフリーの素材として販売していたものを収集したもの、及び、海外のネット上で流通しているものを収集したものです。無料ダウンロードした写真壁紙は個人のデスクトップピクチャーとしてお楽しみください。また、掲載の作品をホームページ素材として、お使いいただく場合にはリンクをお願い致します。」と記載されていたので、被告は、本件写真がフリー素材、無料であると誤信した。しかしこれらの記載は、一定程度の注意をもって読めば、壁紙Linkが本件写真の利用許諾を受けていないことについて理解ができるので、被告は、本件写真の利用について、その利用権原の有無についての確認を怠ったものである。また、本件提訴前の原告代理人弁護士との交渉における被告の弁解を見ると、被告はそもそも上記の記載を読まずに、本件写真をダウンロードした蓋然性が高いというべきである。従って被告には、本件写真をダウンロードして複製したこと及びアップロードしてブログに掲載し公衆送信したこと(複製権及び公衆送信権の侵害)について、過失があると認められる、として、合計約15万円の損害賠償が認定された。

【民事手続】

(17)東京高判平成24年6月20日 金法1960号143頁

平成24年(ネ)第1331号 否認権行使請求控訴事件(控訴棄却)

本件は、会社分割(新設分割)の分割会社であるAの破産管財人に選任されたXが、新設会社であるY1に対し、本件会社分割を破産法160条1項1号に基づいて否認した上で、同法168条4項所定の価額償還請求として、その承継した資産相当額4950万0847円及びこれに対する遅延損害金の支払を求め、Aとのコンサルタント業務契約に基づきY1に承継された仮払金の中から報酬の支払を受けたY2に対し、Y2が同法170条1項1号にいう「転得者」に当たるとして否認権を行使して、又は、債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償請求として、その報酬相当額である210万円及びこれに対す

る遅延損害金の支払を求めた事案である。第一審判決は、XのY1に対する請求については2610万4145円及びこれに対する遅延損害金の限度で、XのY2に対する請求については120万円及びこれに対する遅延損害金の限度で認容したところ、Yらが控訴した。

本判決は、Yらの控訴を棄却したものであるが、第一審判決が破産管財人XのY1に対する否認権の行使に基づく価額償還請求を認容した点については、新設会社が分割会社の債務について重疊的債務引受をしているとしても、これによって分割会社による弁済は予定されていないとまでいうことはできず、分割会社が取得した新設会社の株式・社債について資産性が認められない以上、これを是認することができるとした。また、第一審判決が破産管財人XのY2に対する否認権の行使に基づく報酬の返還請求を認容した点については、当該コンサルタント業務契約が当初から詐害性のある会社分割を実施することを目的として締結されたものと推認することができ、会社分割が詐害行為取消権ないし否認権行使の対象とならないという考えが実務上主流であったとは認められない以上、これを是認することができるとした。

(18) 東京地決平成24年7月31日 金法1961号99頁

平成23年(承)第3号,同5号 外国倒産処理手続承認申立事件(申立一部棄却・一部却下)

本件は、債務者が、登記上の本店所在地であるアメリカ合衆国での倒産手続開始決定を受け、アメリカ合衆国の倒産手続において業務及び財産の管理処分権限を有する最高再建責任者を代表として、日本で専属管轄を有する東京地方裁判所に対し、外国倒産処理手続の承認及び援助処分の申立てをし、いずれも認める旨の決定がなされたところ、イタリアで開始された債務者の破産手続の管財人が、債務者はイタリア国内に「主たる営業所」があるからイタリアの破産手続が外国主手続であるとして、同じく東京地方裁判所に対し、外国倒産処理手続の承認及び援助処分の申立てをした事案である。

本決定は、いずれの外国倒産手続が「外国主手続」、すなわち「主たる営業所」がある国で申し立てられた外国倒産手続であるかを判断するにあたり、(a)「主たる営業所」の判断の基準時は、特段の事情のない限り、最初に外国倒産処理手続の開始申立てがされた時点とするのが相当であり、また、(b)「主たる営業所」は実質的な本店と解するのが相当であり、その判断基準ないし考慮要素としては、国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)の作業部会において「主たる利益の中心」(COMI)として議論されている諸々の考慮要素を全体として視野に入れて検討し、事案に応じた判断を行うのが相当であるが、なお、これら諸要素のうち、本部機能ないし中枢、あるいは債務者の主要な財産及び事業の認められる場所、債務者の経営管理の行われている場所、債権者から認識可能な場所といった要素については、重点的にその所在を斟酌するのが相当であるとした。本件では、本部機能ないし中枢、あるいは債務者の主要な財産管理の行われている場所、債権者から認識可能な場所といった要素を重視すればもちろんのこと、その余の要素を全体としてみても、「主たる営業所」はアメリカ合衆国内に存在すると認めるのが相当であるとして、外国主手続はアメリカ合衆国の倒産手続であると判断し、イタリア管財人の外国倒産処理手続の承認申立ては棄却され、当該承認申立てを前提とする援助処分の申立ては不適法であるとして却下された。

(19) 東京地決平成24年8月8日 判例時報2164号112頁

平成20年(フ)第17013号 免責不許可決定事件(不許可)

Xは平成20年9月19日、代表者を務めていたA社とともに破産手続の申立をして破産手続開始決定を受け、債権者集会で廃止決定がなされた。しかし、Xには、破産手続開始申立書の資産目録に記載しない預金等があり、破産管財人が差押通知を受けて金融機関に連絡をした時点でXは解約手続中であり、Xはその所有するアパートは資産目録に記載していたものの、振込先の預金口座は記載しておらず、破産手続開始決定後、その口座の名義を管理会社名義とすることを要請し、駐車場土地、資材置き場については資産目録に記載していたもののいずれも使用料収入があることを破産管財人に告げず、口座を管理会社名義とすることを要請し、さらに破産手続開始申立の前日に所有土地について売買を原因とする所有権移転登記手続を行っていたがその旨を申立書に記載しなかったなどの行為がみられた。裁判所は、免責不許可事由が存する破産者であっても裁量により免責を許可することができるが、本件は自らが経営する会社の破綻等によって追い込まれ窮状にある破産者が第三者の助言に従ってその違法性につき確信を抱くことなく及んだものである旨主張するが、行為自体の悪質性に鑑み仮にそのような事情があったとしても裁量により免責を許可するのが相当とは認められないとした。

【刑事法】

(20) 福岡高判平成23年4月27日 判例タイムズ1382号366頁

平成22年(う)第420号 殺人(認定罪名傷害致死)被告事件(破棄自判・上告(後上告破棄))

被告人が共犯者とともに、被害者に対し、殴る蹴るの暴行を加えて死亡させた事案で、被告人らは、殺人罪の共同正犯として起訴されたのに対し、原審は、傷害致死罪の共同正犯が成立するとして、被告人らを懲役10年の刑に処した

が、被告人が量刑不当として控訴した。

本判決は、その控訴趣意に対する判断に先立って、傷害致死罪の構成要件は「身体を傷害し、よって人を死亡させた」というものであるから、同罪に該当する事実を「罪となるべき事実」として認定するには、被告人らが加えた暴行の態様、それにより被害者の負った傷害の部位、種類、程度等、そしてその結果被害者が死亡したことを具体的に摘示する必要があるところ、1審判決の「罪となるべき事実」には、被告人らは、被害者に暴行を加え、よって被害者を死亡させたとの事実のみが摘示されており、被害者の負った傷害の部位、種類、程度等は全く示されておらず、傷害と死の結果との因果関係も明示されていないため、1審判決は、傷害致死罪に該当する事実を認定するに当たり、刑訴法355条1項が規定する「罪となるべき事実」としての明確性を欠いた事実を認定したものであるというほかなく、この誤りが判決に影響を及ぼすことは明らかであるとして、これを破棄したが、原審に差し戻さず、事実の取調べを行った上で原判決と同様、被告人を懲役10年に処した。

(21)名古屋高判平成24年12月21日 裁判所HP

平成23年(ネ)第1355号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130121140822.pdf>

銃刀法違反事件の被疑者であった控訴人が、(a)同事件に係る捜索は、別件逮捕目的の違法な捜索であり、その手続も違法であった、(b)捜索の過程で発見されたDVD等が、令状に基づかず、違法な領置手続により押収され、返還されてもいない、(c)主任捜査官であったA警部補にライターを預けたところ、これを横領ないし窃取された、(d)A警部補が、過去に控訴人が所属していた暴力団の元組長を取調室に入室させて控訴人を恫喝させ、控訴人のプライバシーや適正な捜査を受ける権利を侵害したと主張して、国家賠償法1条1項に基づき慰謝料等を請求したが、(a)ないし(c)については、そのような事実が認められず、(d)については、元組長を控訴人に面会させたA警部補の行為は不適切であるものの、その目的、態様、結果を総合すれば、違法とまではいえないとして、控訴人の請求が認められなかった事例。

上記(d)について、裁判所は、同面会の結果として控訴人が任意性を欠く供述をした事実が認められないこと、絶食を中止したことも1日程度早まっただけで意思決定への影響は大きくなかったこと等を総合的に考慮し、不適切ではあるが違法とまではいえないとした。

(22)岡山地判津山支部平成24年2月2日 判例タイムズ1383号379頁

平成23年(わ)第28号 暴行被告事件(無罪・確定)

被告人は、被告人宅の目の前でサバイバルゲームをしていたと述べる男子中学生Aの胸ぐらを掴んだとして暴行罪に問われた。被告人がAの胸ぐらを掴んだこと、及び、Aが被告人宅にエアガンでBB弾を打ち込んだ事実が認定されたところ、本判決は、Aが被告人宅に向けてエアガンを発射した行為は軽犯罪法1条11号の「相当の注意をしないで、他人の身体又は物件に害を及ぼす虞のある場所に物を発射した」に当たり、被告人はその行為を視認しており、その時点では少なくともAの住居は知らず、かつ、Aはその場から立ち去ろうとしていたのであるから、刑訴法217条所定の「逃亡の虞」もあったと認められるので、本件暴行は、犯人であるAの身柄を確保する目的されたものとして、刑訴法213条、217条に基づく現行犯逮捕に当たり、刑法35条の法令行為として違法性が阻却されるとし、被告人を無罪とした。

【公法】

(23)最二判平成25年1月11日 裁判所HP

平成24年(行ヒ)第279号 医薬品ネット販売の権利確認等請求事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130111150859.pdf>

第一類医薬品及び第二類医薬品についてインターネット等での郵便販売等を禁じた薬事法施行規則15条の4第1項1号、159条の14第1項及び2項本文、159条の15第1項1号並びに159条の17第1号及び2号の各規定の法適合性に関し、最高裁判所は、現に需要があることや職業活動の自由の保障の見地から薬事法が郵便販売等の規制を省令に委任していたかどうかを検討し、立法過程も参照の上、国会が上記規制を行う意思を有していたとは認められないとし、上記委任を否定して違法と判断した。

(24)東京高判平成24年6月21日 裁判所(総合)HP

平成23年(行コ)第366号 損害賠償(住民訴訟)請求控訴事件(取消差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130107103708.pdf>

(要旨)

複合構造建築物の固定資産評価について生じていた不均衡是正のための行為の職務専念義務違反については、地方自治法242条の2第1項4号に基づく住民訴訟をなし得ると判断した事例。

(事案)

東京都の住民が、東京都の職員が複合構造建築物の固定資産評価について生じていた不均衡を是正する職務を遂行するに当たり、職務専念義務に反してそれを適切に行わなかったことから、それらの職員やこれを監督すべき東京都知事は、東京都に対して債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償義務を負っており、監査人らがその請求を違法に怠っているとして、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、東京都知事等の職にある個人に対し損害賠償請求をすることを求めた住民訴訟がなされた。

原審は、同法242条1項に定める住民訴訟の対象は、財務会計上の行為に限られ、複合構造建築物の固定資産評価で生じていた不均衡是正の行為は、財務会計上の行為といえず、住民訴訟の対象とならないとして、却下した。

(理由)

財務会計上の行為ではない職務上の行為を、その性質、内容等によって、法が住民訴訟等において間接的に審査の対象とすることを予定しているものと予定していないものとに区別することは、困難といわざるを得ない。とすると、財務会計上の行為ではない職務上の行為が地方公共団体に対する不法行為に当たるとして地方公共団体の有する不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠る事実の違法をいう住民訴訟等が、制度の趣旨に反するものとして許されないといわなければならない実質的理由は、見だし難い。したがって、上記怠る事実の違法をいう住民訴訟等は、法の予定しないものということではできず、住民訴訟等の制度の趣旨を没却するものであるということもできないのであって、そのような理由でこれを不合法ということではできないというべきである。

(25)名古屋高判平成25年1月16日 裁判所HP

平成23年(行コ)第64号 処分取消請求控訴事(原判決を変更し、請求の一部認容)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130128145403.pdf>

A市(控訴人)に家族4人で居住して井戸水を使用し、下水道を利用していた被控訴人に対してなされた下水料金の徴収処分のうち、汚水放流量に従って算定される従量料金部分(基本料金を上回る部分)について、井戸水計測器の設置されていない世帯の汚水放流量を認定するためにA市下水道条例施行規程が定める井戸水放流量認定基準に基づき認定された放流量が、井戸水計測器が設置された世帯の実際の井戸水使用量との比較において、4人世帯ないし6人世帯という多人数世帯で15%を超過している場合、同認定基準に基づき認定された放流量に従って算定された従量料金は、許容される合理的な格差の範囲を逸脱し、下水道法20条2項1号及び4号に違反して違法であるとして取り消された事例。

裁判所は、上記放流量認定基準が世帯人員ごとの実際の使用量に照らし相当に過大であることを具体的に検証し、その基準を重視できないことを結論付けている。

(26)奈良地判平成23年6月30日 判例タイムズ1383号220頁

平成22年(行ウ)第8号 政務調査費違法支出損害賠償命令請求事件(請求棄却・控訴)

奈良県の住民Xらは、奈良県議会議員及び同会派の平成20年度の政務調査費の支出のうち海外調査費用は用途基準に適合しないので返還すべきとして、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、県知事に対し上記返還を被告らに請求するよう求めた。Xらは、上記海外調査は調査に名を借りた単なる仲間内の観光旅行に過ぎない旨主張したが、本判決は、議会の審議事項は多岐に渡り、調査方法も多様なものが想定されることに照らすと、議会の審議能力向上のために政務調査費用を用いて具体的にどのような調査を行うかは実際に支出する議員又は会派に広範な裁量が認められ、当該調査が一見して明らかに県政とは無関係である等の事情がある場合に初めて裁量の逸脱として違法の問題が生じるとし、本件では、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の世界遺産登録を目指す奈良県としては、済州島における世界遺産登録に至る経緯、登録後の状況及び今後の取組などについて調査するという目的自体が一見して明らかに県政と無関係ということではできず、単なる海外旅行であったということではできないとして、請求を棄却した。

(27)京都地判平成23年10月18日 判例タイムズ1383号197頁

平成22年(行ウ)第36号 在留資格認定証明書不交付処分取消請求事件(認容・確定)

原告は中国籍であり、平成21年7月28日に日本人男性Aと婚姻し、同年9月17日に「日本人の配偶者等」として大阪入管に対し在留資格認定証明書の交付申請をしたが不交付とする決定を受けたため、その取消を求めて訴訟提起した。本判決は、上記申請に当たっては、当該外国人において入管法7条1項2号に掲げる条件に適合していることを自ら立証しなければならないとしつつ、本件では、原告とAは事前に写真交換等はしていないものの、親類を介して互いの人柄等の情報を得た上で実際に会って話をし、原告がAに対し好印象を持って婚姻を決意したというのは、婚姻の過程として不自然であるとは断定できない、原告に未成年の子がいるとしても、原告とAはその子を含む原告家族とも交流しているので直ちに共同生活を営むことにつき支障にはならない、19歳の年齢差も、原告自身、結婚歴等もある成熟した女性であって婚姻を決意することが不自然とまではいえない、原告やAの年齢、身分関係、生活状況等の諸事情に鑑みても原告が虚偽の在留資格を取得して在留する利益やこれにAが加担することにより得られる利益は窺われ

ない等とし、原告が本邦において行おうとする活動は上記条項に定める「日本人の配偶者の身分を有する者としての活動」ではないとまではいえないとし、本件処分を取り消した。

(28)大阪地判平成24年2月29日 判例時報2165号69頁

平成21年(行ウ)第189号 場外車券発売施設設置許可処分取消請求事件(棄却(控訴))

自転車競技法(平成19年法律第82号による改正前のもの)4条2項に基づく場外車券発売施設(本件施設)の設置許可処分の取消訴訟であり、原告適格を争点として、最一判平成21年10月15日・民集63巻8号1711頁(判例時報2065号24頁、法務速報102号18番)で一部原告の原告適格の有無につき審理をつくさせるため差し戻された差戻審の判決。

差戻審では、差し戻された原告ら(本件施設の周辺に医療施設を開設している)につき、上記上告審判決が示した基準を前提として、原告らの医療施設と本件施設の距離、人の行き来を妨げる施設等の有無、本件施設の予想来場者数、各施設周辺の状況、最寄駅との位置関係等の事情を考慮し、原告適格を認めたが、本件における諸事情を詳細に検討した上、医療施設の周辺に多数の来場者が参集し又は滞留して、医療業務上の著しい支障を生じさせる具体的なおそれは認められないとし、いわゆる位置基準適合性を認めて許可処分をした経済産業大臣の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとはいえないとし、原告らの本案請求は棄却した事例。

【その他】

(29)東京地判平成24年3月30日 判例タイムズ1382号152頁

平成22年(ワ)第42085号 損害賠償請求事件(請求棄却・控訴)

原告が、税理士法人である被告との間で、税務顧問契約を締結していたところ、被告が消費税の課税事業者選択届出書の提出を指導、助言等する義務を怠ったとして、被告に対し、債務不履行に基づく損害賠償を求めた。

本判決は、本件顧問契約の内容からすれば、被告がなすべき業務は、基本的に契約書に明記された税務代理や税務相談等に限られ、原告からの個別の相談等がない限り、被告において、原告の業務内容を積極的に調査又は予見し、原告の税務に関する経営判断に資する助言等を行う義務はないが、原告から適切な情報提供がされるなどして、被告において、税務に関する行為によって原告に課税上重大な利害得失があり得ることを具体的に認識し、又は容易に認識し得るような事情がある場合には、原告に対し、当該行為の助言等をすべき付随的義務が生じる場合もあるとし、本件では、原告が第3期に課税事業者となるのが消費税法上有利といえるのは、第2期の末日に仕入額が高額となる大量の在庫を抱え、かつ、それを翌期以降にも販売することが見込めないような特段の事情がある場合に限られるというべきところ、本件ではそのような事情があったものの、それを構成する事実関係について、原告は、被告に何ら連絡等をしておらず、被告が課税事業者選択届出書を提出することが原告にとって課税上有利になることを具体的に認識又は容易に認識し得たとはいえないとし、原告の請求を棄却した。

【紹介済み判例】

知財高判平成23年3月17日 判例タイムズ1383号357頁

平成22年(行ケ)第10237号 審決取消請求事件(認容・確定)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110318120928.pdf>

法務速報127号8番で紹介済み

知財高判平成23年7月21日 判例タイムズ1383号366頁

平成23年(ネ)第10023号 損害賠償等請求控訴請求事件(取消、自判・上告受理申立)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110801145921.pdf>

法務速報130号25番で紹介済み

東京地判平成23年7月28日 判例タイムズ1383号284頁

平成20年(ワ)第32415号 損害賠償等請求事件(請求棄却・控訴(後控訴取下))

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120216173137.pdf>

法務速報125号12番で紹介済み

知財高判平成23年12月26日 判例タイムズ1382号329頁

平成23年(ネ)第10038号 損害賠償等請求控訴事件(控訴棄却・上告受理申立)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111227153902.pdf>

法務速報129号12番で紹介済み

東京地判平成24年1月30日 判例タイムズ1382号162頁
平成22年(ワ)第26344号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴)
法務速報136号5番で紹介済み

最一判平成24年2月20日 判例タイムズ1383号167頁
平成20年(あ)第1136号 殺人,強姦致死,窃盗被告事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120220164838.pdf>
法務速報131号31番で紹介済み

最二決平成24年3月28日 金法1960号125頁
平成23年(許)第7号 株式買取価格決定申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121011102617.pdf>
法務速報132号10番で紹介済み

最二判平成24年4月20日 判例タイムズ1383号121頁
平成22年(行ヒ)第102号 神戸市外郭団体派遣職員への人件費違法支出損害賠償等請求事件(破棄自判)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120605121624.pdf>
法務速報132号20番で紹介済み

最二判平成24年4月20日 判例タイムズ1383号132頁
平成21年(行ヒ)第235号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻,一部上告却下)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120420165828.pdf>
法務速報132号21番で紹介済み

最二判平成24年4月23日 判例タイムズ1383号137頁
平成22年(行ヒ)第136号 公金違法支出損害賠償請求事件(破棄差戻)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120529161444.pdf>
法務速報133号25番で紹介済み

高知地決平成24年6月26日 判例時報2164号50頁
平成24年(行ク)第2号 移送申立事件 却下(確定)
法務速報138号13番で紹介済み

最三決平成24年7月24日 金法1961号94頁
平成24年(許)第1号 債権差押命令申立て却下決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(一部破棄自判・一部抗告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121017111417.pdf>
法務速報136号14番で紹介済み

知財高判平成24年8月8日 判例時報2165号42頁
平成24年(ネ)第10027号 著作権侵害差止等請求控訴事件(一部取消,一部控訴棄却,追加請求棄却(上告・上告受理申立))
法務速報136号11番で紹介済み

最二判平成24年9月7日 判例時報2164号45頁
平成23年(あ)第670号 住居侵入,窃盗,現住建造物等放火被告事件(破棄差戻)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120910081518.pdf>
法務速報137号11番で紹介済み

最二判平成24年9月7日 判例タイムズ1382号85頁
平成23年(あ)第670号 住居侵入,窃盗,現住建造物等放火被告事件(破棄差戻)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120910081518.pdf>
法務速報137号11番で紹介済み

最三決平成24年9月18日 判例時報2165号144頁
平成24年(シ)第167号 刑の執行停止決定に対する原決定取消決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)
法務速報138号16番で紹介済み

最三判平成24年9月18日 判例タイムズ1383号162頁
平成24年(さ)第1号 自動車運転過失傷害被告事件に係る略式命令に対する非常上告事件(破棄自判)
判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120928101143.pdf>
法務速報138号15番で紹介済み

最三決平成24年9月18日 判例タイムズ1383号164頁
平成24年(シ)第167号 刑の執行停止決定に対する原決定取消決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)
判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120928102424.pdf>
法務速報138号16番で紹介済み

東京高決平成24年10月10日 判例タイムズ1383号374頁
平成24年(ラ)第2074号 債権差押命令申立却下決定に対する執行抗告事件(抗告棄却・確定)
法務速報139号16番で紹介済み

最大判平成24年10月17日 判例時報2166号3頁
平成23年(行ツ)第51号 選挙無効請求事件(上告棄却)
判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121017174644.pdf>
法務速報138号21番で紹介済み

最大判平成24年10月17日 判例タイムズ1383号89頁
平成23年(行ツ)第51号 選挙無効請求事件(上告棄却)
判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121017174644.pdf>
法務速報138号21番で紹介済み

2. 平成25年(2013年)1月22日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

なし

3.1月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

岡島芳伸/大久保拓也/松嶋隆弘 編著 三協法規出版 456頁 4,935円
民法(債権関係)改正と実務への影響

吉田修平/友田 順/沼井英明 著 学陽書房 270頁 3,570円
不動産相続の法律実務

小島妙子 著 民事法研究会 305頁 3,150円
Q&A離婚実務と家事事件手続法

池田浩一郎/田伏岳人/深山徹/本井克樹 著 日本加除出版 392頁 3,675円
会社非訟申立ての実務+申立書式集

野口葉子 著 商事法務 242頁 3,150円
実務家のための取締役の競業取引・利益相反取引規制

4.1月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

小見山敏郎 著 労務行政 240頁 2,200円
基礎知識の整理とポイント 労働者派遣の実務事典 改正法にも対応!

労働調査会出版局 編著 労働調査会 200頁 1,575円
ここが変わった!ワークルール 契約法・派遣法・高年法の改正点と実務対応

梶村太市/石田賢一/西村博一 編 青林書院 784頁 7,350円
新・特定商取引法

安倍嘉人/西岡清一郎 監修 日本加除出版 452頁 4,410円
子どものための法律と実務 裁判・行政・社会の協働と子どもの未来

最高裁判所事務総局民事局 監修 法曹会 584頁 5,550円
条解非訟事件手続規則～付 会社非訟事件等手続規則 非訟事件手続法等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則の
解説

最高裁判所事務総局家庭局 監修 法曹会 604頁 5,700円
条解家事事件手続規則

5. 発刊書籍の解説

「実務家のための取締役の競業取引・利益相反取引規制」

第1部競業取引規制の実務,第2部利益相反取引規制の実務,第3部競業取引および利益相反取引規制に関する裁判事例集との構成になっている。

取締役の社宅の利用,債務引受,生命保険契約等,具体的な取引事例を挙げて図表を用いて解説されている。

「子どものための法律と実務 裁判・行政・社会の協働と子どもの未来」

著者は,裁判官,調査官,弁護士,児童相談所等の専門家であり,家庭における子どもをめぐる紛争(離婚に際して親権者等の指定,子どもをめぐる紛争と弁護士の役割等),子どもと社会福祉(児童虐待,養子縁組),少年非行に関する諸問題(少年事件の手続,少年の更生と保護者の役割,少年事件における弁護士の役割),子どもの行為をめぐる民事裁判(未成年者の責任等)が解説されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。